

八尾市保健所事務手数料条例及び八尾市旅館業法施行条例の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市保健所事務手数料条例の一部改正（第1条関係）

現 行		改 正 案													
<p>別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）関係事務 表 略 備考</p> <p>1 この表において「露店」とは、出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。</p> <p>2 <u>営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、営業の許可を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）</u>の手数料の額は、この表に定める更新の額とする。</p>		<p>別表第1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）関係事務 表 略 備考 この表において「露店」とは、出店の都度組み立てる組立式店舗又は屋台等をいう。</p>													
<p>別表第2 理容師法（昭和22年法律第234号）関係事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容師法第11条の2の規定による理容所の使用前の検査</td> <td>1件につき 16,000円（<u>理容所の使用前の検査を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、理容所の使用前の検査を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）</u>にあつては、<u>12,900円</u>）</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	理容師法第11条の2の規定による理容所の使用前の検査	1件につき 16,000円（ <u>理容所の使用前の検査を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、理容所の使用前の検査を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）</u> にあつては、 <u>12,900円</u> ）	<p>別表第2 理容師法（昭和22年法律第234号）関係事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容師法第11条の2の規定による理容所の使用前の検査</td> <td>1件につき 16,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	理容師法第11条の2の規定による理容所の使用前の検査	1件につき 16,000円				
区分	金額														
理容師法第11条の2の規定による理容所の使用前の検査	1件につき 16,000円（ <u>理容所の使用前の検査を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、理容所の使用前の検査を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）</u> にあつては、 <u>12,900円</u> ）														
区分	金額														
理容師法第11条の2の規定による理容所の使用前の検査	1件につき 16,000円														
<p>別表第3 略</p> <p>別表第4 興行場法（昭和23年法律第137号）関係事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可</td> <td>常設 1件につき 18,200円（<u>興行場の経営の許可を受けた者から当該営業を譲り受け</u></td> </tr> </tbody> </table>		項	区分	金額	(1)	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可	常設 1件につき 18,200円（ <u>興行場の経営の許可を受けた者から当該営業を譲り受け</u>	<p>別表第3 略</p> <p>別表第4 興行場法（昭和23年法律第137号）関係事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可</td> <td>常設 1件につき 18,200円</td> </tr> </tbody> </table>		項	区分	金額	(1)	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可	常設 1件につき 18,200円
項	区分	金額													
(1)	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可	常設 1件につき 18,200円（ <u>興行場の経営の許可を受けた者から当該営業を譲り受け</u>													
項	区分	金額													
(1)	興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可	常設 1件につき 18,200円													

		た者が、興行場の経営の許可を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）にあっては、13,500円）
	常設以外	1 件につき 8,900 円（興行場の経営の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、興行場の経営の許可を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）にあっては、8,700円）
(2)	略	略

	常設以外	1 件につき 8,900円
(2)	略	略

別表第 5 旅館業法関係事務

項	区分	金額
(1)	旅館業法第 3 条第 1 項の規定による旅館業の経営の許可	1 件につき 22,000 円（旅館業の経営の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、旅館業の経営の許可を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）にあっては、16,300円）
(2)	略	略
(3)	旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項の規定による旅館業の許	1 件につき 7,400円

別表第 5 旅館業法関係事務

項	区分	金額
(1)	旅館業法第 3 条第 1 項の規定による旅館業の経営の許可	1 件につき 22,000円
(2)	略	略
(3)	旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項の規	1 件につき 7,400円

可を受けた営業者の地位
の承継の承認

定による旅館業の許可を
受けた営業者の地位の承
継の承認

別表第6 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）関
係事務

別表第6 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）関
係事務

項	区分	金額
(1)	公衆浴場法第2条第1項 の規定による浴場業の経 営の許可	1件につき 22,000円（浴 場業の経営の 許可を受けた 者から当該営 業を譲り受け た者が、浴場 業の経営の許 可を受けよう とする場合 （当該施設の 構造設備に変 更がないもの に限る。）に あつては、 16,300円）
(2)	略	略

項	区分	金額
(1)	公衆浴場法第2条第1項 の規定による浴場業の経 営の許可	1件につき 22,000円
(2)	略	略

別表第7～別表第9 略

別表第7～別表第9 略

別表第10 クリーニング業法（昭和25年法律第207
号）関係事務

別表第10 クリーニング業法（昭和25年法律第207
号）関係事務

区分	金額
クリーニング業法第5条の2 の規定によるクリーニング所 の使用前の検査	1件につき 16,000円（ク リーニング所 の使用前の検 査を受けた者 から当該営業 を譲り受け た者が、クリー ニング所の使 用前の検査を 受けようとし る場合（当該 施設の構造設 備に変更がな いものに限 る。）にあつ ては、12,900 円）

区分	金額
クリーニング業法第5条の2 の規定によるクリーニング所 の使用前の検査	1件につき 16,000円

別表第11 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
関係事務

別表第11 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
関係事務

項	区分	金額
(1)	狂犬病予防法第4条第2	1頭につき

項	区分	金額
(1)	狂犬病予防法第4条第2	1頭につき

	項の規定による登録	3,000円
(2)	略	略
↳		
(4)		

別表第12・別表第13 略

別表第14 美容師法（昭和32年法律第163号）関係事務

区分	金額
美容師法第12条の規定による美容所の使用前の検査	1件につき16,000円（ <u>美容所の使用前の検査を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、美容所の使用前の検査を受けようとする場合（当該施設の構造設備に変更がないものに限る。）</u> にあつては、12,900円）

別表第15・別表第16 略

別表第17 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）関係事務

表 略

別表第18～別表第20 略

	項の規定による登録（ <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による申請があつたものとみなされる場合を除く。</u> ）	3,000円
(2)	略	略
↳		
(4)		

別表第12・別表第13 略

別表第14 美容師法（昭和32年法律第163号）関係事務

区分	金額
美容師法第12条の規定による美容所の使用前の検査	1件につき16,000円

別表第15・別表第16 略

別表第17 動物の愛護及び管理に関する法律関係事務

表 略

別表第18～別表第20 略

(2) 八尾市旅館業法施行条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第5条 略 （法第5条第3号の条例で定める事由）	第1条～第5条 略 （法第5条第1項第4号の条例で定める事由）
第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。	第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。
第7条～第11条 略	第7条～第11条 略